

社会福祉施設における感染防止対策研修会

○本日の研修会の目的

- ・ 緊急事態宣言が解除され、対策の段階的緩和が行われている。
- ・ 一方で、2回目の新型コロナワクチンの接種を終えた施設でのクラスター事例も発生している。
- ・ 日常生活の回復に向けた制限の解除が進められる中での、施設に求められる感染対策の知識を習得し、感染防止対策の強化につなげる。

社会福祉施設等における感染制御・業務継続のための支援について

業務継続のための支援

現地支援対策本部

所管振興局
(社会福祉課)

派遣要請

相談対応、
備蓄物資の
配布等

応援職員
派遣
物資配布、
経費補助

本庁・保健福祉部地域福祉課
(法人運営係)

福祉施設支援総合調整

- ・介護職員応援派遣調整
 - ・感染防護具、物資の支援
 - ・かかり増し経費の支援等
- ※かかり増し経費の例
衛生用品の購入費用
施設の消毒・清掃費用
応援職員確保に係る費用

派遣
調整

派遣
応諾

応援派遣元施設等

派遣先施設にお
ける入所者等へ
のサービス継続
のための支援

感染制御のための支援

定例ミーティング・
現地支援

施設等
集団感染

所管保健所

本庁・対策本部指揮室

保健所からの相談・報
告に基づき、感染管理
の専門家等の派遣調整

感染管理専門家

<感染管理指導>
・ゾーニング
・検体採取
・疫学調査支援等

社会福祉施設等の基準省令の改正（令和3年）

【主な改正のポイント】

○感染症や災害への対応力強化

- ・日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築

日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○**感染症対策の強化**

全ての介護・障がい福祉サービス等事業者に、**感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める**観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を義務づける。（※3年の経過措置を設ける）

○**業務継続に向けた取組の強化**

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全てのサービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を義務づける。（※3年の経過措置を設ける）

【参考】施設における感染症対策強化と業務継続に向けた取組の推進 (厚生労働省：令和3年度介護報酬改定の主な事項について)

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

【参考】 シミュレーションツール（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症 感染者発生シミュレーション ～机上訓練シナリオ～

厚生労働省老健局

別添

本シナリオの使い方

- ▶ このシナリオでは、関係者間で感染者が発生した場合のシミュレーションを行って頂くことを想定しています。
- ▶ 実地訓練ではなく、まずはシナリオを読んで、現場で実際に起こったときのことを想像しながら、関係者間でディスカッションし、自己点検に役立てて頂くことを目的としています。
- ▶ 最初に、出席者に質問1を配り、5分ディスカッションした後解説1を配る、というやり方や、登場人物を割り当て、どうすべきだったかを考えてもらう、事業所でさらにシナリオの内容にアレンジを加える、というやり方などが考えられます。
- ▶ 本シナリオのみで必ずしも全ての事項をカバーしているわけではなく、実際に事案が発生したときにはシナリオ通りいかないこともあります。事前の備えとして役立てて頂ければ幸いです。

問1. 感染者発生

- ▶ 2日前から体調不良で休んでいる職員Aさんから、新型コロナウイルスの検査が陽性だったと連絡が来ました。何をする必要がありますか？
 - ▶ 連絡を受けた人はどうしたらよいですか？
 - ▶ 施設長は何をしたらよいですか？

1

2

3